

令和8年6月

保護者 様

大田区立大森第八中学校

校長 大山 剛史

## 自然災害等発生時の対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

自然災害等の発生時は、「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、以下の通り対応いたします。

生徒の登下校及び避難に関する対応についてご確認いただき、ご協力をお願いいたします。

### 1 震度5弱以上の地震が発生した時の初期対応

#### (1) 地震発生時

- 地震が発生した時は、生徒はただちに避難行動をとる。校内放送による指示を行うとともに、(物が)「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所で身の安全を確保させる。
- 大田区内での震度5弱以上の地震(以下、「大規模地震」と記述)であることがわかった場合は、以下の(2)以降の対応をとる。

#### (2) 第一次避難(第二次避難)

- 揺れがおさまった後、生徒の点呼とけがの有無の確認を行う。
- 校内で火災が発生した場合や校舎の倒壊の危険があると校長が判断した場合は、生徒の避難路に危険箇所がないかどうか確認しながら避難を実施する。頭を保護しながら、校庭などの安全な場所へ「おさない かけない しゃべらない もどらない」の原則を守り、落下物やガラス、校舎から剥離した壁面等に注意しながら生徒を避難させる。
- 大規模地震が発生後、しばらくは余震が続くことを警戒して行動させる。
- 大田区に津波警報または大津波警報が発令された場合、海や河川に近い学校については、直ちに避難場所を屋上等の高い場所へ変更し、第二次避難を実施する。また、火災や津波、土砂崩れ、堤防決壊による浸水、ガス爆発などで、第一次避難をしている場所が危険になった時も第二次避難を実施する。

#### (3) 被害状況の把握

- あわてずに被害状況の把握や情報収集に努め、避難場所に生徒を留め置く。
- テレビやラジオ、インターネット等を活用して、電気、ガス、水道等のライフライン、交通機関の状況を確認する。
- 学校や地域の建物や周辺道路を巡視し、被害の有無の確認を行う。
- 防災無線からの情報を聞き取る。

#### (4) 生徒の留め置き及び引き渡し・方面別の集団下校

【情報収集後、地域に火災や家屋の倒壊などの大きな被害が確認されたり、電気、ガス、水道等のライフラインや道路の寸断等が確認されたりした場合】

- 引き続き学校へ生徒を留め置く。
- 保護者が引き取りにきた場合は、生徒を引き渡す。

【地域に大きな被害やライフライン、道路の寸断等がない場合】

- 方面別の集団下校を実施する。自宅が損壊している場合など、自宅での安全が確保されない生徒は学校に戻させる。ただし、事前の保護者からの申し出により、引き取りを希望する場合は、その生徒を学校に留め置くこととする。
- 授業日の午前中に大規模地震が発生した場合であっても、給食室に被害がなく、食材があり、ガスや電気の遮断がなく、給食調理員がいれば、給食を提供した後、方面別の集団下校（中学校）を実施することを原則とする。

## 2 気象庁が発令する暴風警報・レベル3以上の大雨警報・気象防災速報(線状降水帯発生、記録的短時間大雨)、大田区が発令する緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難<sup>※1</sup>対応 (※1をまとめて、以下、暴風警報等とする。)

なお、各校の立地や学区域、通学路の状況を踏まえ、暴風警報等に加えて河川氾濫、土砂災害、高潮の防災気象情報についても以下の対応の判断材料にする。

### (1) 臨時休業

- 午前6時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は部活動の朝練習などに参加しないで自宅に待機し、午前7時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合は臨時休業とする。

### (2) 学校留め置き

- 下校時に大田区へ暴風警報等が発令されている場合、生徒を学校に留め置く。
- 暴風警報等が解除されるまでは生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施する。

### (3) 登校時の留意事項

- 暴風警報等解除後には、教職員による校舎内外及び通学路の点検を行い、周辺物の破損や一部冠水の影響により、路上に異物等が残留していないか確認の上で生徒の登下校の見守りを行う。

※台風等による自然災害の状況に応じて、(1)(2)以外の対応が区全体として必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。

## 3 鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応

### (1) 午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

- 午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午

後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

○当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

※ただし、鉄道の計画運休の状況に応じて、(1)以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示する。